

## 令和8年度みえ森と緑の県民税普及啓発業務 仕様書

### 1 目的

三重県では、平成26年度に「みえ森と緑の県民税」（以下「県民税」という。）を導入し、「災害に強い森林づくり」と、「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿った取組を進めています。

県民税の導入から10年以上経過するなか、県民を対象としたアンケート調査では、県民税の認知度は30%程度にとどまっていることから、認知度の向上や県民税への理解促進に向けて、さらなる普及啓発に取り組む必要があります。

本業務は、三重の豊かな森林を次世代につなぐ「みえ森と緑の県民税」のPR動画を制作するとともに、さまざまな広報媒体を活用した幅広い普及啓発と、ターゲットを絞った普及啓発を効果的に実施し、県民税の認知度向上を図ります。

また、親子を対象とした森林や木材に関する体験イベントの開催を通じて、私たちの暮らしを支える森林の重要性や木材利用の意義について、県民の理解を促進することを目的とします。

### 2 委託業務名

令和8年度みえ森と緑の県民税普及啓発業務

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

### 4 委託業務の内容

#### （1）みえ森と緑の県民税PR動画の制作

「みえ森と緑の県民税」のPR動画について、以下の点に留意しつつ、制作すること。

- ・三重県の豊かな森林など雄大な景観映像を駆使しながら、森林を支え次世代につないでいく「みえ森と緑の県民税」についてPRする内容とすること。
- ・制作する動画は、「30秒ver.」「15秒ver.」の2種類とする。
- ・動画で言語を使用する場合は、日本語を必須とすること。
- ・制作する動画は、フルHD以上の解像度とし、ホームページやYouTubeなどの動画共有サービスで再生可能なサイズ及びファイル形式とすること。
- ・三重県において無期限で使用できるよう、著作権等に留意し制作すること。
- ・撮影のための許可申請など各種手続きについては、原則受託者が行うこと。

#### （2）さまざまな広報媒体を活用した普及啓発（3媒体以上）

テレビ、インターネット、新聞、ラジオ、イベント、映画館CMなど、さまざまな広報媒体を活用した普及啓発を以下の点に留意しつつ、3媒体以上実施する。

- ・当業務で制作したPR動画を活用した普及啓発を2媒体以上実施すること。
- ・さまざまな年代に情報が届くよう、バランスのとれた媒体を選定すること。

- ・ 県民税を活用した事業の成果や効果など県民税のPRに加え、森林の重要性や木材利用の意義に関する内容の発信に努めること。
- ・ 既存の普及啓発ツール・グッズを効果的に活用すること。新たに普及啓発ツール・グッズを作成することも可能とする。

### (3) ターゲットを絞った普及啓発（1件以上）

県民税の普及啓発を効果的に進めるため、ターゲット（例えば、自然体験に関心の高い方・若年層の方など）を絞った普及啓発を以下の点に留意しつつ、1件以上実施する。

- ・ 県民税を活用した事業の成果や効果など県民税のPRに加え、森林の重要性や木材利用の意義に関する内容の発信に努めること。
- ・ 既存の普及啓発ツール・グッズを効果的に活用すること。新たな普及啓発ツール・グッズの作成、当業務で制作したPR動画の活用も可能とする。

### (4) 体験イベントの開催（1件以上）

森林公園などの野外フィールドや木製品製作事業者の工房などを会場として、森林の重要性や木材利用の意義について学べる体験イベントを1件以上実施する。

- ・ 募集対象は、親子（子どもは小学生程度）とし、参加費は無料とする。
- ・ 集合場所は、津駅東口とする。
- ・ 所要時間は、7時間程度（9時津駅東口出発～16時津駅東口解散）とし、そのうち移動時間は、2～3時間程度を上限とする。
- ・ 募集人数は、20名程度とする。
- ・ 参加者の傷害保険などイベント開催にあたって必要な保険に加入すること。
- ・ 参加者の募集は、対象の世代に情報が届くようテレビ、インターネット、ラジオ、チラシなどを活用して効果的に行うこと。

なお、(1)～(4)の業務の概要、実施方法、工程計画を含めた業務計画書を作成すること。

### (5) 提案の参考資料

以下の資料を参考にしつつ、提案を実施すること。

- ・ 三重の森林づくりに関する県民意識調査結果報告書  
<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/000268771.htm>
- ・ 令和7年度実施分e-モニターの調査結果  
<https://www.pref.mie.lg.jp/e-kocho/index.htm>
- ・ みえ森と緑の県民税事業成果報告書  
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001226849.pdf>

## (6) 既存の普及啓発ツール・グッズ

以下の普及啓発ツール・グッズについて、記載の数量を限度に三重県から提供する。  
また、データの提供は可能とし、必要に応じて、受託者において追加で作成すること。

・チラシ	(A 4 サイズ 1 ページ)	500	
・リーフレット	(A 4 サイズ 観音開き)	500	
・ポスター	(B 2 サイズ) (2 種類)	100	(2 種類合計)
・クリアファイル	(6 種類)	1,000	(6 種類合計)
・鉛筆 (県産材)		200	
・割箸 3 膳セット (県産材)		100	
・ウェットティッシュ		200	

## (7) その他

- ・業務実施にあたっては、提案事項をもとに業務内容等を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・見積りには、委託業務の実施に必要な費用の一切を含めること。

## 5 成果品等の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績にかかる業務完了報告書 1 部及び業務で作成した電子データ等を提出すること。

成果品等の所有権は、三重県へ成果品等の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。

また、成果品等の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果品等の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果品等に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

(1) 提出期限 令和 9 年 3 月 12 日 (金)

(2) 提出先 三重県農林水産部みどり共生推進課